

**長泉町一般廃棄物最終処分場（仮称）
の整備・運営事業**

事業契約書（案）

平成15年7月1日

長 泉 町

特定事業仮契約書

1 事業名 長泉町一般廃棄物最終処分場整備・運営事業

2 事業場所 静岡県駿東郡長泉町東野字八分平地内

3 契約期間 本契約の締結の日から平成33年3月31日

4 契約金額 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____)

5 契約保証金 免除

上記の事業契約について、発注者長泉町と事業者[]とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決があったときに本契約となるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成16年●月●日

発注者

長泉町長

乙 [住 所]
[S P C]

代表取締役 []

目 次

前 文	7
第1章 総 則	7
第1条 (定義)	7
第2条 (本契約を構成する図書)	11
第3条 (本件事業の概要)	11
第4条 (権利義務の譲渡等)	12
第5条 (一括委任等の禁止)	12
第6条 (生活環境影響調査)	12
第7条 (許認可等)	13
第8条 (事業用地)	14
第9条 (本処分場の所有)	15
第10条 (本処分場の賃貸及び使用)	15
第11条 (協議会)	15
第12条 (近隣対策)	16
第2章 設計及び建設	17
第1節 総 則	17
第13条 (本処分場の建設)	17
第14条 (測量調査)	17
第15条 (第三者への委任等)	18
第16条 (建設工事中における第三者に及ぼした損害)	18
第17条 (電力、用水等の確保)	18
第2節 設 計	19
第18条 (本処分場の設計)	19
第19条 (設計条件の変更)	19
第20条 (書類の提出)	20
第21条 (設計の変更)	20
第3節 施 工	21
第22条 (工事の施工)	21
第23条 (第三者の使用)	21
第24条 (工事監理者)	21
第25条 (工期又は工程の変更)	22
第4節 建中モニタリング	22
第26条 (月間工事進捗状況報告書)	22

第 27 条 (事業用地への立ち入り)	23
第 28 条 (試験及び検査)	23
第 5 節 完工確認	23
第 29 条 (完工検査)	23
第 30 条 (本処分場等の完工確認)	24
第 31 条 (運営・維持管理マニュアルの確認)	24
第 32 条 (本処分場の運営体制確認等)	25
第 33 条 (完工確認書の発行)	25
第 3 章 運営及び維持管理	26
第 1 節 総 则	26
第 34 条 (運営期間の開始)	26
第 35 条 (再委託の禁止)	26
第 36 条 (遵守事項)	26
第 37 条 (衛生管理)	27
第 38 条 (運営期間中における第三者に及ぼした損害)	27
第 2 節 運営業務の内容	27
第 39 条 (一般廃棄物の受入・埋立)	27
第 40 条 (処理対象物の変更等)	29
第 41 条 (受入廃棄物の性状確認への協力義務)	29
第 42 条 (運営のための人員の確保等)	30
第 43 条 (運営のためのユーティリティの確保等)	30
第 44 条 (運営覚書)	30
第 3 節 運営・維持管理等	30
第 45 条 (本処分場の運営・維持管理)	30
第 46 条 (運営計画及び維持管理計画書)	30
第 47 条 (記録の作成・保存)	31
第 48 条 (運営期間中の報告書等)	31
第 49 条 (本処分場の環境計測)	31
第 50 条 (本処分場運営状況のモニタリング等)	32
第 51 条 (環境対策)	32
第 52 条 (本処分場の環境モニタリング)	32
第 53 条 (緊急時の措置)	33
第 54 条 (本処分場見学者への対応)	33
第 4 節 保 喫	33
第 55 条 (保険)	33
第 5 節 運営期間の終了	33

第 5 6 条（期限到来による終了）	33
第 5 7 条（埋立不能による終了）	34
第 4 章 料金の請求及び支払	34
第 5 8 条（料金の請求及び支払）	34
第 5 9 条（請求の手順）	35
第 6 0 条（処理委託料）	36
第 5 章 維持管理対象施設の移管	36
第 6 1 条（移管検査）	36
第 6 2 条（維持管理対象施設の移管）	37
第 6 3 条（瑕疵担保責任）	37
第 6 章 解 除	38
第 6 4 条（乙の債務不履行等による契約の解除）	38
第 6 5 条（甲の債務不履行による契約の解除）	39
第 6 6 条（契約終了後の原状復帰）	39
第 7 章 補償及び損害賠償	42
第 6 7 条（補償及び損害賠償）	42
第 8 章 そ の 他	42
第 6 8 条（本処分場の修理等に要する経費）	42
第 6 9 条（法令変更等）	43
第 7 0 条（法令変更等による解除）	44
第 7 1 条（不可抗力）	44
第 7 2 条（不可抗力による解除）	45
第 7 3 条（第三者に及ぼした損害）	45
第 7 4 条（公租公課の負担）	46
第 7 5 条（秘密の保持）	46
第 7 6 条（計算書類の提出）	47
第 9 章 雜 則	47
第 7 7 条（融資機関との協議等）	47
第 7 8 条（新株の発行等）	47
第 7 9 条（甲による債務の履行及び本処分場の有償取得）	47
第 8 0 条（甲の支払）	48
第 8 1 条（請求、通知等の様式その他）	48
第 8 2 条（通貨及び端数処理）	49
第 8 3 条（解釈）	49
第 8 4 条（準拠法及び裁判管轄）	49
第 8 5 条（疑義についての協議）	49

別紙 1	基本仕様等	50
別紙 2	運営仕様.....	51
別紙 3	保険（金額等について要検討）	52
別紙 4	施工前提出書類.....	54
別紙 5	全体工事工程表.....	55
別紙 6	維持管理基準.....	56
別紙 7	竣工時の提出図書	57
別紙 8	環境保全基準.....	58
別紙 9	搬入禁止物	59
別紙 1 0	設備点検・検査・補修・更新計画	60
別紙 1 1	日報・月報・半期報告書・年間報告書作成提出要領.....	60
別紙 1 2	計測要領	63
別紙 1 3	引渡条件	64
別紙 1 4	処理委託料の改定方法	65
別紙 1 5	減額等の方法.....	66

前 文

発注者長泉町（以下、「甲」という。）は、甲の住民から収集する一般廃棄物のうちの不燃ごみや発生する焼却残渣等を受入・埋立処理をする一般廃棄物最終処分場を整備することとした。

甲は、上記一般廃棄物最終処分場の整備にかかる長泉町一般廃棄物最終処分場（仮称）の整備・運営事業を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に従い、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、かかる事業を「特定事業」として選定し、これを実施することとした。

甲は、長泉町一般廃棄物最終処分場（仮称）の整備・運営事業を特定事業として実施するにあたり、町有地である事業用地を有効活用する観点から、民間事業者が、自らの提案により、事業用地を地域の活性化や利便性の向上等、町民サービスの向上に寄与するように、無償で使用できることとした。

甲は、長泉町一般廃棄物最終処分場（仮称）の整備・運営事業入札説明書（以下、「入札説明書」という。）に従い総合評価一般競争入札の方式で事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行った民間応募者グループを落札者として選定し、当該民間応募者グループは、入札説明書に従い本件事業を実施するために特別目的会社たる[S P C]（以下、「乙」という。）を設立した。

甲及び乙は、本事業の実施について、以下のとおり合意する。

第1章 総 則

（定義）

第1条 本契約書において使用する用語の定義は、本文中に定義されたもののはかは、次の例による。

- (1) 「移管」とは、乙が所有権を有する物については甲への所有権移転及び引き渡し、甲が既に所有権を有する物については甲への引き渡しをいう。

- (2) 「維持管理基本料金」とは、固定料金のうち、賃料相当部分を除いた部分又はその金額をいう。
- (3) 「維持管理対象施設」とは、【本処分場及び調整地】をいう。 (←この定義で良いかご確認ください。)
- (4) 「一般廃棄物」とは、甲において収集された、又は、甲の住民が搬入した、不燃ごみ、焼却残渣及び空缶処理施設からの不燃残渣をいう。
- (5) 「運営・維持管理マニュアル」とは、乙が第31条に基づき作成し、甲の確認を得た本処分場の運営・維持管理に関するマニュアルをいう。
- (6) 「運営開始日」とは、乙が、本処分場において、一般廃棄物の受入及び埋立業務の実施を開始する日をいう。
- (7) 「運営開始予定日」とは、平成18年4月1日をいう。
- (8) 「運営期間」とは、運営開始日を初日とし、運営期間終了日を最終日とする期間をいう。
- (9) 「運営期間終了日」とは、平成33年3月末日をいう。
- (10) 「協議会」とは、本処分場の設計、建設、維持、管理及び運営に関する事項について、甲乙間の協議を行うための会議体をいう。
- (11) 「工事受注者」とは、[]をいう。
- (12) 「固定料金」とは、賃料相当部分と維持管理基本料金によって構成され、乙の本業務の遂行の対価として、第60条第1項に基づき甲が乙に対して支払う定額の金員をいう。
- (13) 「事業者提案図書」とは、本事業の入札にあたり、落札者が甲に対して提出した、設計・建設計画提案書、運営・維持管理計画提案書及び事業計画提案書その他付属書類並びに乙が本事業の入札期間中に甲に提出した一切の書類をいう。 (←町及びパシコン様で確認願います。)

- (14) 「事業用地」とは、本処分場等の整備のための場所をいい、添付地図で示した場所をいう。但し、給水管の設置場所は除く。
- (15) 「施設整備費」とは、本処分場の設計及び建設工事に要する費用並びにその他本処分場を開業するにあたり必要となる費用の一切から乙が支給を受ける国庫補助金の金額として事業者提案図書に記載された金額を控除した金額をいう。
- (16) 「従量料金」とは、運営期間における乙の一般廃棄物の埋立業務等の遂行の対価として、第69条第2項に基づき甲が乙に対して支払う、埋立処分量等に応じた料金をいう。
- (17) 「生活環境影響調査」とは、廃掃法第8条に定められた、一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。
- (18) 「生活環境影響調査完了日」とは、廃掃法第8条に基づく書類の縦覧期間満了日をいう。
- (19) 「生活環境影響調査完了予定日」とは、平成●年●月●日をいう。
- (20) 「施工計画書」とは、別紙4の施工前提出書類の3.に掲げられた施工計画書で、甲の確認を得たものをいう。
- (21)-「設計図書」とは、別紙4の施工前提出書類に掲げられた図面その他の書面で、甲の確認を終えた一切をいう。
- (22) 「設置許可取得日」とは、廃掃法第8条に基づく一般廃棄物処理施設の設置にかかる静岡県知事の許可の取得日をいう。
- (23) 「設置許可取得予定日」とは、平成●年●月●日をいう。
- (24) 「賃料相当部分」とは、固定料金のうち、第10条第1項に基づく本処分場の賃貸にかかる賃料相当の部分又はその金額をいい、その半期毎の支払金額が金[]円で、事業期間の総額が金[]円となるものをいう。但し、第60条3項及び別紙13の規定により改定されることがある。
- (25) 「出来高相当額」とは、本処分場の建設工事の完工前に本契約が解除された場合の当

該解除時までの本処分場の建設工事の進捗に応じて算出された施設の出来高の割合に施設整備費を乗じた金額をいう。

- (26) 「入札関係図書」とは、本事業の入札にあたり、甲が公表した入札説明書、要求水準書その他付属書類、参考資料、第一回質問回答及び第二回質問回答、現場説明会での説明等甲から提供された一切の資料、図書等をいう。
- (27) 「廃掃法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (28) 「半期」とは、平成18年4月1日から第62条に基づく本処分場の移管の日までの期間の毎年4月1日から9月末日まで及び10月1日から翌年3月末日並びに4月1日又は10月1日から第62条に基づく本処分場の移管の日までの期間の各々をいう。但し、最初の半期は、運営開始日が平成18年4月1日より遅れた場合は、当該遅れた運営開始日から最初に到来する9月末日又は3月末日までとする。
- (29) 「PFI法」とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）をいう。
- (30) 「備品リスト」とは、〔実施設置図に含まれる〕備品リストであって、甲の確認を得たものをいう。
- (31) 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、第三者による破壊行為その他自然的又は人為的な現象で通常の予測を超えるもの、並びにこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。
- (32) 「法令変更」とは、法令の制定及び改廃をいう。
- (33) 「本契約」とは、この契約及びこの契約に基づき甲が乙との間で締結する一切の契約をいう。
- (34) 「本事業」とは、長泉町一般廃棄物最終処分場（仮称）整備・運営事業をいう。
- (35) 「本処分場」とは、本事業において、事業用地に建設される、甲の一般廃棄物を最終処理するための一般廃棄物最終処分場、又は当該処分場における一般廃棄物の受入、

埋立その他の業務の実施のために設置又は整備される施設、給水管、設備及び備品等の一切をいう。

(36) 「融資機関」とは、この契約を履行するための資金を乙に融資する金融機関等をいう。

(本契約を構成する図書)

第2条 甲及び乙は、本契約と共に、入札関係図書及び事業者提案図書に定める内容が本事業に関して適用されることを確認する。但し、入札関係図書と事業者提案図書の内容が矛盾抵触する場合には、入札関係図書が優先して適用されるものとし、本契約と入札関係図書又は事業者提案図書の内容が矛盾抵触する場合には、本契約が優先して適用されるものとする。

(本事業の概要)

第3条 乙は、本契約に従い、事業用地に、新たに一般廃棄物最終処分場として本処分場を設計・建設したうえ、これを所有し、甲に対して賃貸する。乙は、賃貸した本処分場を甲から無償で借り受けてその引渡を受け、本処分場において、一般廃棄物を受け入れ、埋め立てる等して、本処分場を運営・維持管理し、運営期間満了後、本処分場を甲に移管するものとする。

2 本事業にあたり、乙が実施する業務（以下、総称して「本業務」という。）は以下のとおりである。

(1) 本処分場の設計及び設置準備

乙は、本処分場の設計並びに生活環境影響調査の実施、整備計画書の作成・提出、施設設置許可申請及び国庫補助金申請等の手続の履践その他本処分場建設の準備のための関連業務を実施する。

(2) 本処分場の建設工事

乙は、本処分場の建設工事、工事監理業務の整備その他関連業務を実施する。

(3) 運営期間における維持管理対象施設の運営及び維持管理業務

乙は、本処分場を借り受けて、運営期間中、一般廃棄物の受入及び埋め立てその他一般廃棄物処理業務、本処分場の点検・保守及び修理その他の本処分場の維持管理業務を実施する。

(4) 本処分場の移転業務

乙は、甲に対する本処分場の移管に関する業務を実施する。

3 本件事業にかかる乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任において行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、事前に甲の承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。

(一括委任等の禁止)

第5条 乙は、本件事業の全部又は本件事業を構成する各事業の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。

(生活環境影響調査)

第6条 乙は、事業用地に本処分場を設置することに関して、生活環境影響調査完了予定期までに、乙の責任及び費用（本契約に特別の定めがある場合を除き、追加費用を含む。）において、生活環境影響調査を完了させるものとする。但し、生活環境影響調査完了日が生活環境影響調査完了予定期に遅れた場合又は遅れるおそれが生じた場合には、乙は、速やかに、生活環境影響調査の完了に要する日数を考慮して変更した運営開始日までのスケジュールを甲に提出し、甲の確認を得るものとする。なお、この場合、運営開始予定期を変更することは出来ないものとする。

2 乙は、生活環境影響調査の実施に関連して必要があるときは、事前に甲の承諾を得て

事業用地に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、乙から生活環境影響調査の実施について協力要請があったときは、実務上可能な範囲で、必要な資料の提出、関係官庁との協議、住民説明等について協力するものとする。

4 乙は、甲に対して、廃掃法施行規則第3条の2に掲げられた事項を報告し、関係書類を提出するものとする。

- 5 甲は、生活環境影響調査の進捗状況その他甲が必要と認める事項について、乙に対して随時報告及び説明を求めることができる。
- 6 甲及び乙は、生活環境影響調査に関連して、本件事業に影響を与える可能性のある事由の発生を認識したときは、直ちにその旨を相手方に報告するものとする。
- 7 甲及び乙は、前項に規定する報告に基づき、当該報告にかかる事項に対応するため、次に掲げる措置について、速やかに協議するものとする。
 - (1) 本件事業の実施の可能性
 - (2) 別紙1の基本仕様等の変更を伴う本処分場の設計条件の変更
 - (3) 別紙2の運営仕様の変更
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、本契約の変更
- 8 前項の協議に基づき、本処分場について別紙1の基本仕様等の変更を伴う設計条件の変更、別紙2の運営仕様の変更及びその他の別紙又は入札関係図書の変更その他本契約の変更を行う場合において、協議会において当該変更が本契約の締結時に甲が合理的に予測し得る範囲を超えると認められたときは、原則として固定料金の改定を行うことにより、甲が追加費用を負担するものとする。

(許認可等)

第7条 乙は、本処分場の建設及び運営・維持管理に関する本契約上の義務を履行するために必要となる許認可を乙の責任及び費用において取得し、また、本処分場建設にかかる国庫補助金の申請を行うものとする。但し、甲が単独で申請すべきものはこれに含まれない。

- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項に定める許認可の取得、届出、国庫補助金申請等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は甲による許認可の取得、届出、国庫補助金申請等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

- 4 乙は、設置許可取得日が設置許可取得予定日に遅れるおそれが生じた場合には、速やかに、当該設置許可の取得に要する日数を考慮して変更した運営開始日までのスケジュールを甲に提出し、甲の確認を得るものとする。なお、この場合、甲の承諾を得た場合を除き運営開始予定日を変更することは出来ないものとする。

(事業用地)

第8条 甲は、本件事業にかかる業務の履行場所として、事業用地を無償で乙に貸し付けるものとする。

- 2 甲は、設置許可取得日経過後速やかに、事業用地を現状で乙に引き渡すものとする。
- 3 甲は、本契約の締結日から事業用地の貸付けが終了する日までの期間、事業用地を第三者に譲渡し、又は貸し付けることができないものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により貸し付けられた、事業用地を、本件事業を実施する目的以外に使用してはならない。
- 5 甲の書面による承諾なくして、乙が事業用地を前項に掲げる目的以外の用途に使用し、又は事業用地の使用にかかる権利を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保の目的に供した場合は、甲は、第1項の規定による事業用地の貸付けをすべて直ちに解除することができる。本契約に基づく場合を除き、乙が第三者に事業用地を使用させ、又は収益させた場合も同様とする。
- 6 事業用地の貸付けの期間は、甲が第2項の規定により乙に事業用地を引き渡した日から、本契約が終了する日までとする。
- 7 事業用地の貸付期間中、事業用地の使用及び収益に関連して生じる費用は、当該費用が甲の責に帰すべき事由により生じた場合及び本契約書に特別の定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。
- 8 乙は、事業用地の引渡しを受けた場合、本契約の終了まで事業用地を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。但し、事業用地に係る土壌汚染、地中障害、埋蔵文化財等を含む土地の瑕疵により発生した合理的な範囲の追加費用については甲が負担するものとする。

9 給水管の設置場所については〔 〕。

(本処分場の所有)

第9条 乙は、本処分場を所有するものとする。但し、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 本条第2項に従って本処分場の全部又は一部を譲渡担保に供する場合

(2) 本処分場のうち事務機器、じゅう器その他甲の同意を得たものを賃借、リースその他の方法により調達する場合

(3) 附合により事業用地の所有者の土地の一部となる場合

2 乙は、本処分場の全部又は一部に担保権を設定する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

(本処分場の賃貸及び使用)

第10条 乙は、甲に対して、運営期間において運営期間満了又は解除により本契約が終了するまでの間、賃料相当部分にて本処分場を貸し渡すものとする。

2 甲は、乙に対して、運営期間において運営期間満了又は解除により本契約が終了するまでの間、無償で維持管理対象施設を貸し渡すものとする。

(協議会)

第11条 協議会は、本契約締結後、速やかに設ける。甲及び乙は、必要があるときは、分会を設けることができる。

2 甲及び乙は、本契約書の規定に基づき協議会において協議すべき事項のほか本処分場の設計、建設、維持、管理及び運営に関する必要事項の細目について、協議会において協議のうえ定めるものとする。

3 協議会は、次に掲げる者又は本件事業の所管を引き継いだ役職にある者をもって構成する。

(1) 甲側の構成員

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤ その他甲が指定する甲の職員その他の者

(2) 乙側の構成員

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

4 甲及び乙は、前項に定める構成員のほか、その職員、役員、従業員その他の者を協議会及び分会に出席させることができる。但し、職員、役員及び従業員以外の者を出席させる場合においては、事前に相手方に対してその旨を書面又は口頭により通知するものとする。

5 甲は、協議会又は分会を招集する。

6 協議会又は分会は、甲又は乙の申入れに基づき、かかる申入れのあつた日から2週間以内に開催する。

7 協議会及び分会における協議事項は、出席者による十分な討論を経た上でなされる出席者の全会一致に基づく決議によって決定されるものとする。その他の協議会及び分会の運営に関する細目事項は、協議会における協議により定めるものとする。

(近隣対策)

第12条 乙は、自己の責任及び費用において、本契約の履行を行うために合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、かかる近隣対策の実施について、乙は甲に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、甲は乙に対して合理的な範囲内で必要な協力をう。

- 2 前項の規定にもかかわらず、本件事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等を含む住民の反対運動については、甲は、責任をもってこれに対処するものとし、これに起因して生じた合理的費用は、甲が負担するものとする。但し、事前又は事後に協議会において合理的費用として甲が負担すべきものと認めたものに限る。

第2章 設計及び建設

第1節 総則

(本処分場の建設)

第13条 乙は、本処分場を、入札関係図書及び事業者提案図書に基づき、別紙1の基本仕様等に従って設計し、これを建設するものとする。

- 2 乙は、本処分場の設計及び建設を行うため、第三者から物品の供給又は役務の提供を受けることができる。
- 3 乙は、本処分場の設計及び建設に関する損失や損害に備えて別紙3の保険第1項記載の種類及び内容の保険を、自己の費用と責任で付保するものとし、着工日までに、当該保険証券の写しを甲に提出して、保険契約の内容について、甲の確認を得なければならない。
- 4 乙は、前項により付保する保険のうち履行保証保険について、第66条第2項第(1)号①記載の違約金の支払を担保するため、甲を質権者とする質権を自己の費用で設定し、対抗要件を具備させなければならない。

(測量調査)

第14条 乙は、乙の責任及び費用において、必要に応じて本処分場の建設にかかる測量調査を行うものとする。

- 2 乙は、乙の責任及び費用において、必要に応じて事業用地の地質調査を行うものとする。

(第三者への委任等)

第15条 乙は、本処分場を建設するにあたり、事業用地の測量調査、地質調査又は本処分場の設計の全部又は一部を事前に甲に通知した第三者に委任し若しくは委託することができる。但し、設計については、【●】以外の者に実施させるときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 前項に規定する第三者への委任又は委託を行う場合において、当該測量調査、地質調査、本処分場の設計又は施工の一部について当該第三者が再委任し若しくは再委託するときは、乙は、甲に対して事前にその旨を通知しなければならない。

3 前二項に規定する委任、委託、再委任及び再委託は、すべて乙の責任において行うものとし、当該委任、委託、再委任及び再委託にかかる第三者の責に帰すべき事由は、乙の責に帰すべき事由とみなす。

(建設工事中における第三者に及ぼした損害)

第16条 乙が、自らの責めに帰すべき事由により、本処分場の建設工事の実施により第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。また、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合、甲が当該第三者に対して損害を賠償しなければならない。

2 建設工事の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に損害が生じた場合には、乙が、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。

3 前二項において、甲が第三者から損害賠償請求を受け、乙に帰責性が認められる事由又は建設工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に損害が生じた場合、乙は、かかる第三者からの請求または紛争により甲が負担した費用及び損害について、乙の責任に相当する額の補償を甲に対して行うものとする。また、乙が第三者から損害賠償請求を受け、甲に帰責性が認められる事由により第三者に損害が生じた場合、甲は、かかる第三者からの請求または紛争により乙が負担した費用及び損害について、甲の責任に相当する額の補償を乙に対して行うものとする。

(電力、用水等の確保)

第17条 乙は、乙の費用と責任において、入札関係図書に従い、本処分場の建設に必要

な工事用電力、工事用水及び燃料等の調達を行う。

- 2 本処分場の建設にあたり、事業用地外において上水道又は電信柱及び電線の敷設・整備等が必要な場合には、乙は、自己の費用と責任において、これらを敷設・整備するものとする。

第2節 設 計

(本処分場の設計)

第18条 乙は、入札関係図書、事業者提案図書及び別紙1の基本仕様等に基づき、自らの裁量及び責任において、本処分場（但し乙の提案が既存の調整地の移設を含む場合は、調整地を含む。）の設計を行うものとする。

- 2 乙は、前項の設計にあたっては、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令（昭和53年総理府・厚生省令第1号）、廃棄物最終処分場性能指針（平成12年厚生省令生衛第1903号）、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）等の関係法令を遵守しなければならない。
- 3 乙は、本処分場の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。
- 4 乙は本処分場の設計作業を進めるにあたり、定期的に甲に進捗状況の報告を行うものとする。
- 5 甲は、必要と認める場合、乙に対して、設計の進捗状況の報告書及び設計図案等の提出を求めることができるものとし、乙は、かかる求めに応じなければならない。

(設計条件の変更)

第19条 乙は、入札関係図書に示された本処分場の設計条件の変更を行うことはできないものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、本処分場について、入札関係図書に示された設計条件を変更（第6条第7項の規定により甲と乙とが協議するものを除く。）することが

できる。乙は、甲の設計条件の変更について、協議会の開催を申し入れることができる。

- 3 本処分場について前項の設計条件の変更が行われた場合において、乙は、変更された設計条件に従い本処分場の設計を行うものとする。なお、当該設計条件の変更が乙の帰責事由以外の事由に基づくものと認められるときは、その追加費用について、乙は、甲に対して固定料金の増額を求めることができる。
- 4 第2項の設計条件の変更が行われた場合で、本処分場の建設工事費又は維持管理費の減少が見込まれる場合は、甲と乙が協議して固定料金を減額する。

(書類の提出)

第20条 乙は、本処分場の建設について設計を完了させ、甲が別途指定する日までに、別紙4の施工前提出書類を各3部ずつ甲に提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲は、前項に基づき甲に提出された書類が別紙1の基本仕様、入札関係図書若しくは別紙5の全体工事工程表に反する記載がある場合、関係法令において要求される事項を満たさない場合、又は、別紙2の運営仕様に規定される運営ができないおそれがある場合には、甲の書類受領後2ヶ月以内に乙に対してその旨を通知しなければならない。甲が書類受領後2ヶ月以内にかかる通知を行わないときには、乙は甲に対して通知の期限の設定を要求できるものとする。
- 3 乙は、前項の通知を受けたときは、乙の責任において設計を変更するものとし、再度、甲の確認を得なければならない。但し、乙は、甲の前項の通知の内容を協議するために、甲に協議会の開催を申し入れることができる。

(設計の変更)

第21条 設計図書の変更を行うときは、甲の確認を経なければならない。

- 2 乙は、乙が行った調査及び設計（設計変更によるものを含む。）の不備、誤り等により必要となる一切の費用を負担するものとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、本処分場について、乙に対して設計図書の変更を求めることができる。

- 4 本処分場について前項の設計図書の変更が行われた場合において、当該設計図書の変更が乙の帰責事由以外の事由に基づくものと認められるときは、その追加費用について、乙は、甲に対して固定料金の改定を求めることができる。
- 5 第3項の設計図書の変更が行なわれた場合で、本処分場の建設工事費又は維持管理費の減少が見込まれる場合は、甲と乙が協議して固定料金を減額する。
- 6 甲が乙に対して提供した事業用地の地質調査にかかる報告書の内容又は記載が著しく実際の状態と異なっていたため、乙に設計変更の必要が生じ、本処分場の建設について費用の増加がやむを得ないと認められる場合には、乙は、その追加費用について、甲に対して固定料金の改定を求めることができる。

第3節 施工

(工事の施工)

第22条 乙は、別紙5の全体工事工程表に従って、設計図書に基づき本処分場の建設にかかる工事を実施するものとする。

2 乙は、工事の施工前において、甲が定める書式に従い、甲に対して本処分場の建設工事にかかる施工体制を報告するものとする。施工体制の変更がなされた場合も同様とする。

(第三者の使用)

第23条 乙は、本処分場の建設工事を工事受注者に請け負わせるものとし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、工事受注者以外の者に、本処分場の建設工事の全部又は大部分を請け負わせてはならない。

2 乙は、請負人（工事受注者及び下請負人を含む。）等の使用を全て乙の責任において行うものとし、請負人その他本処分場の建設工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

(工事監理者)

第24条 乙は、本処分場の建設工事に着工する前に工事監理者を設置し、速やかに当該

工事監理者の名称を甲に対して通知するものとする。

- 2 甲は、乙を通じて工事監理者に適宜報告を求めることができるものとし、また、乙は工事監理者をして乙を通じて甲に定期的に報告を行わせるものとする。
- 3 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、前項の規定を遵守するうえで必要となる協力をを行うものとする。

(工期又は工程の変更)

第25条 甲及び乙は、工期又は工程の変更を求める場合は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わず、工期の延長が必要となるおそれが生じた場合は、その旨を相手方に通知しなければならない。
- 3 第1項の工期又は工程の変更の可否については、協議会で定め、協議会で協議が整わないときは、甲が合理的に工期又は工程を定め、乙はこれに従うものとする。
- 4 前項の工期又は工程の変更が乙の帰責事由以外の事由に基づくものと認められる場合には、その追加費用について、乙は、甲に対して、固定料金の改定を求めができるものとする。
- 5 生活環境影響調査完了日が生活環境影響調査完了予定日より遅れたこと、及び本処分場の設置許可取得日が設置許可取得予定日より遅れたことによる工期の変更は、乙の責めに帰すべき事由に基づく工期の変更とみなす。

第4節 建中モニタリング

(月間工事進捗状況報告書)

第26条 乙は、工事の進捗状況を管理・把握し、毎月1回、工事の進捗状況を詳細に記載した月間工事進捗状況報告書を甲に対して提出するものとする。また、甲は、乙に対して、隨時、工事の状況を詳細に記載した報告書の提出を請求することができるものとする。

(事業用地への立ち入り)

第27条 甲は、本処分場の建設工事が施工計画書及び設計図書に従い施工されていることを確認するため、建設期間中いつでも、乙に対する事前の通知により工事現場内に立ち入り、乙又は工事受注者から説明を受けることができるものとする。

(試験及び検査)

第28条 乙は、乙の費用と責任において、施工計画書に従って、材料検査、工場検査等の各種の試験及び検査等を行う。なお、乙は、検査計画書を甲に提出し、かかる検査の日程をあらかじめ甲に通知するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定に従い行う材料検査、工場検査等の各種の試験及び検査等へ立ち会うことができる。但し、甲は、かかる各種の試験及び検査等への立会いの実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。

3 甲は、本処分場の建設工事が施工計画書及び設計図書に従い施工されていることを確認するため、前項の規定に従い実施された各種の試験及び検査の結果の確認を行うことができる。但し、甲による結果の確認は、乙の責任を何ら軽減又は免除させるものではない。

4 乙は、[施工計画書／検査計画書]に示される検査項目については、検査の結果につき、検査終了後速やかに甲の確認を得るものとする。

第5節 完工確認

(完工検査)

第29条 乙は、その責任及び費用において、本処分場の完工検査（本処分場建設工事の完工検査及び設備又は備品の検査をいう。以下同じ。）を行うものとする。なお、乙は、本処分場等の完工検査の日程を事前に甲に対して通知するものとする。

2 備品の検査は、備品リストと設置された備品を照合して行うものとする。

3 甲は、乙が前二項の規定に従い行う完工検査へ立ち会うことができる。但し、甲は、完工検査への立会いの実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。